

ドイツ新教育における 学校改革の取り組みに関する一考察

内 藤 由佳子

A Study of the School Reform during the New Education Movement in Germany

NAITO Yukako

Abstract : Accompanying society's industrialization in Prussian Germany at the dawn of the 20th century, the dominant form of formal education was structured to focus on efficient, standardized lessons. B. Otto criticized this approach to formal education for instructors lacking an understanding of the essence of children's learning ; for being a coercive, abstract teaching methodology ; and for turning schools into passive places that were yet more out of step with real life. Teachers who agreed with B. Otto's ideas formed "Berthold Otto association" and embarked on school reforms. By developing curriculums themselves to adapt to the children, the teachers presented a new perspective combining children's independence with the teacher's role as instructor.

Key Words : School Reform, Curriculum, Berthold, Otto association

要旨 : 20世紀初頭のプロイセン・ドイツでは、社会の産業化に伴い効率のよい画一的な授業を中心とする構造が学校教育を支配するようになった。オットーはこうした学校教育のあり方に対して、教師が子どもの学びの本質に対する認識を欠き、強制的、抽象的な教育方法を行っていること、学校が現実生活と乖離した受動的な場と化していることを批判した。オットーの思想に共鳴する教師は「オットー協会」を設立し、学校改革に着手した。教師自身が子どもに即したカリキュラム開発を行うことで、子どもの主体性と教師の指導性を統合する新たな視座を見出した。

キーワード : 学校改革, カリキュラム, B. オットー協会

はじめに

20世紀初頭のプロイセン・ドイツでは、社会の産業化に伴う都市化現象の加速によって、集権的で効率のよい「教授－学習」を中心とする学習形態が学校教育を支配するようになった。それに伴い、ベルリン市の国民学校では、現実生活との関連を欠いた学習内容が組織されていた。都市への急激な人口流出によって、伝統的な農村共同体は崩壊し、都市における生産の分業体制が確立していった。こうした都市の産業化の原理はしだいに学校教育の内部にも浸透し、旧来の教育構造を突き動かす時代へと進んでいた。

当時のビスマルク体制下のドイツ帝国においては、反プロイセン勢力を鎮圧するための教育政策の手段として1871年「学校監督法 (Das Schulaufsichtsgesetz)」の制定を契機に既得権であったカトリック聖職者視学の学校監督権を剥奪した。さらに、翌1872年には、ドイツの国民教育制度に伴う民衆教育の要請に応えるため、「一般諸

規定 (Allgemeine Verfügung über Einrichtung, Aufgabe und Ziel der preußischen Volksschule)」を制定した¹⁾。「一般諸規定」は、①学校教育における宗教教育を重視、②学校規模の多級化、③中間学校の法制化、④国語・郷土科。唱歌などを重視する国民学校の民族主義的、国民国家主義的教育課程の重視、⑤師範学校の教職教養・一般教養の拡充などの特徴を有し、国民学校においても、従来の訓育重視の「教育施設 (Erziehungsanstalt)」から、教授を中心とした「学習学校 (Lernschule)」への転換に力点が置かれた²⁾。そしてその際、教授を通しての社会的陶冶の可能性を強く打ち出していたヘルバルト派教授理論が積極的に擁護されることとなった。さらに、これらを実質的に支えるものとして、学校行政における集権的な構造、つまり上意下達型のシステムとそれに伴う、教師、保護者の主体的役割の排除が推し進められた。

B. オットー (Berthold, Otto 1859-1933) は、このような学校教育に対して、①教師が子どもの本性に対する認識を欠き、強制的、抽象的な教育方法にのみ頼っていること、②それによって、学校が子どもの生活と乖離した受動的な場と化していることに批判を向け、都市におけるあらたな学校改革を志向した。

本論ではまず、オットーの批判したプロイセン・ドイツの学校教育の内容を明らかにし、次に新たな学校改革に着手するために組織された B. オットー協会の設立経緯とその思想を考察する。最後に、「ベルトルト・オットー協会 (Verein für Berthold Ottos Pädagogik e.V. 以下、オットー協会)」が中心となって取り組んだマクデブルク市の実験学校での改革について論じることとする。

1. ベルリンにおける学校教育の状況

プロイセン・ドイツの学校教育において、各州共通の基盤となるのは、1872 年、プロイセン文部行政当局によって公布された「一般規定 (die Allgemeinen Bestimmungen)」である。この要綱は、改革教育学的な理念を反映し、指導の留意点が詳細に規定されている。しかし、ここでは学校教育全体の大綱が示されているに過ぎず、内容や方法に関わる具体的な指導方針については、各州にその権限が委譲されていた。そのため、ベルリンの国民学校では、1902 年学校教育局によって制定された「基本カリキュラム (Grundlehrplan)」を基準とする独自の教育実践が展開されていた。

(1) 能力別クラス編成

19 世紀前半のプロイセン・ドイツにおいて制定された国民教育制度では、6-14 歳の全ての子どもに対する教育を義務教育とすることを定めた。その際、模範とされたのは、ペスタロッチの教授法であり、学級編成を組織する上でもペスタロッチの主張した一斉教授の方法が国民学校に取り入れられるようになった。ベルリン市においても 1872 年、「小学校および教員養成に関する一般規定」公布以降、これまで一般的に施行されてきた単級学校を併合して、多級学校への再編成を奨励した。

ベルリン市の国民学校は、学年編成において 8 年制を採用し、発達段階に基づいて、全体を下級 (1~3 年)、中級 (4~5 年)、上級 (6~8 年) の 3 段階に区分した。また学級編成においては、学力に基づいた分類がなされた。つまり、各学級における子どもの学習進度を均一化するために、あらかじめ子どもを ①優れた能力を持つ子ども、②劣った能力を持つ子ども、③極めて劣った能力の子どもの 3 組に分類した。このうち、①優れた能力を持つ子どもは、国民学校への入学が許可され、そこからさらに、①A 学級、②標準学級、③B 学級へと分類される仕組みとなっていた。A 学級は、「特に優秀であり、標準学級の教材をスムーズに理解し、習得できる子ども」、B 学級は、「標準学級において特別の補習授業を受けたにも関わらず、他の子どもと同じ進度で授業を理解することが困難な子ども」がそれぞれ属し、それ以外は標準学級で学ぶことになっており、各学級への分類は、教師の報告に基づいて学校長が正式に認定することになっていた。

このような子どもの知識・理解に応じた学級編成は、ドイツ・マンハイム市の視学官シッキンガー (Scickinger, J. A.) によって導入されたマンハイム式学級編成法に基づいて導入された試みであり、これまでの年齢による学級編成ではなく、子どもの能力に応じた学級編成を実現した。能力別学級の積極的な導入の背景には、都市化による生徒数の増大に伴って、一定の知識を一定の時間内に教える効率性の重視があった。このような効果的な学習を可能にするために学級内における学力の均一化が図られた。つまり、学級においては、子どもの多様性・異

質性ではなく、画一性・同質性に基づいた学びが重視されていたと言える。

(2) 教育内容

国民学校における学年別学級編成の整備に伴い、教育内容編成においても大きな変化が生じた。それは、これまで国民学校において伝統的であった読み方、書き方、算数の他に、幾何、歴史、理科などの新しい教科が加えられ、さらに、唱歌、体操、手工などの身体活動に基づく教科も導入された。

学年別の学級編成制度が導入され、効率のいい「教授－学習活動」が進行すると、社会が要請する多くの知識がカリキュラムに組み込まれるようになった。ベルリン市国民学校においても、宗教、国語、歴史、算術、理科（博物、物理、化学）地理、図画、習字、唱歌、体操が教科目として設定された。教科と週当たりの時間数は、以下の表の通りである。

表1 ベルリン国民学校週時間数
(Oberschulbehörde (Hg.): Richtlinien für den Arbeitsplan der Berliner Volksschule, 1902, S.86-91.)

教科／学年	5 学年	6 学年	7 学年	8 学年
宗教	4	4	4	4
国語	7	6	6	7
習字	1	1	1	－
歴史	2	2	2	2
地理	2	2	2	2
算数	4	4	4(3)	4(3)
理科	2	4(3)	4(3)	4(3)
幾何	1(0)	2(0)	2(1)	2(1)
図画	2	2	2	2
唱歌	2	2	2	2
体操	3(2)	3	3	3
手工 (女子)	(2)	(3)	(3)	(2)
計 () 女子	30 (27)	32 (29)	32 (29)	32 (29)

それでは、実際に各教科において、どのような目的と内容が設定されていたのであろうか。ベルリン市の指導要綱（Richtlinien）では、各教科の教育目的と具体的な教育内容の大枠が提示され、各学校の教師は市で採択された教科書を中心に、授業を展開している。

教育目標は、以下の5点が示された。①ドイツ国民の養成、②知的・精神的遺産の習得、③知的能力の形式陶冶、④職業教育への基礎、⑤生産的人物の育成。特に重視されているのは、ドイツ国民として、その資質の涵養と産業的見地から見た実用的知識の習得にあるといえる。例えば、国語、郷土的直観教授、歴史、地理は、子どもにとって身近な環境である郷土を出発点として愛国心の育成が目指されている。言語の習得については、暗記、書き写しが中心であり、表現の独自性よりはむしろ、言語の正確さ、明瞭さに重点がおかれていた。これらの教科は、各教科間の関連付けはみられない。また、算数、幾何、理科では、機械的・反復的な練習を通じて、概念把握の育成が目指されている。その内容は、他教科に比べてかなり詳細に規定されており、初等・中等段階では困難と思われる領域を含んだ内容が網羅的に叙述されている。また、算数の教材として会計計算を取り入れるなど、子どもの現実生活との関連を欠いた抽象的な課題が設定されている。これは、とりわけ自然科学系の教科には産業界から要請される要素が多く含まれており、授業で習得した知識・技能が直接、社会におけるキャリア形成に役立つということを子どもに意識化させていると言える。

このように、ベルリン市国民学校においては、多くの知識・技能の習得を目指して多岐にわたる教科目が設定されたが、その教育内容は子どもにとって身近な生活というよりはむしろ、職業に役立つ知識に重点がおかれ、

教科間相互の関連を持たない並列的な位置づけがなされていたことが分かる。

(3) 教育方法

ベルリン市国民学校では、以上の教育内容を教師が実践する際の方法上の指針が掲げられている。1904 年、学校教育局の省令として編成された『ベルリン学校教育一般諸規定 (Berlin Allgemeiner Bestimmungen)』に示された教育指針 (概要) は以下の通りである。

1	カリキュラムは規定の範囲内 (1 年あるいは半年間) において変更の自由を有する。しかし、授業立案に際しては、ベルリン市内の学校間で差異のないよう配慮を要す。
2	自由な家庭生活から秩序ある学校生活への移行に際し、授業の初め、数週間から 3 ヶ月は、生徒に自ら問題を解かせるのではなく、定められた教授上の目的を立てることが必要である。
3	学校の授業内容と異なる教材を採用する場合は、補足的に用いる。
4	授業は子どもの生活および環境を利用して、子どもに故郷という印象を深め、将来の職業の価値を気付かせる。
5	授業は児童による質疑に答え、さらに新しい質疑を喚起し、それによって学校外においても価値のある経験的知識を獲得させる。
6	全ての職業からとりわけ意義深い人物の伝記を選び、他の教科においても語り聞かせる。
7	視聴覚教材を利用することで、子どもに対して教授上、種々の刺激をあたえることができる。遠足は非常に意義深いものにとらえられる。さまざまな知識の素材を融合し、郷土の理解および愛郷心を育成に役立つ。
8	作業授業は、事物の緻密な観察および正しい理解に役立ち、その感覚に応じた表現をさせなければならない。
9	描画は、本来の図画教授以前に始まる。描画は全ての直観教授、特に地理、理科においてその応用として利用することができる。
10	第 3 学年から第 8 学年までの学級においては、少なくとも週に 3 回、簡単な日記を書かせる。このために、10 分から 15 分の時間を取る。これは学級全体の作業として取り入れ、その素材を国語だけではなく、直観教材から取り、そのために設けられた時間に書かなければならない。素材の教科への割り当ては、画一的に確定してはならない。そして、その成績は教師によって評価され、子どもによって批正されてはならない。
11	都市の教育施設を見学する際には、子どもにその啓発の基礎を与えなければならない。
12	教師は、全ての時間において、明瞭で正しい言語を使用すること。
13	授業の中で、価値のある読み物を読ませること。これは、子どもに他の書物を読む気持ちを喚起する。
14	上級の特に女子には子どもに読み聞かせるように物語を読ませ、子どもの歌を歌い、国民の歌を愛好するようにさせなければならない。
15	子どもとともに絵画や美術品を鑑賞すること。
16	各学校は分別のある生活をするように指導し、正しい品格と健康に即した衣服に留意し、スポーツによって子どもに楽しみを与えると同時に、強壮な身体を育成する義務がある。
17	上記の遂行に際して、第 4 学年から第 6 学年では、理科において特に人体を教材とする。
18	遠足以外に、自由な体操行進をとりわけ男子に奨励する。土地における方位を読み取る訓練を行う。そして観察能力および決断力を養う。

ここでは、授業における指導方法、教材の使用に対する指示、野外活動の意義等が示されている。指導要領においては、各教科の教育目的と具体的な教育内容の大枠のみが示され、具体的な指導細目は、各学校の裁量に任されているとしながらも、実際の指導においては、学校間の差異を認めず、画一化が図られていると言える。これは、ここで考えられている「裁量」は、学校教育局が定めた範囲内での「自由」であり、学校の特性に応じたカリキュラムの創造を意味しているのではない。

こうした考え方は、学校における教科指導観にも表れている。子どもの興味や主体性を重視を強調する一方で、学校内での子どもの興味や独自の活動は、一定の秩序に基づいた範囲内でのものであることが読み取れる。また、就学を機に家庭と学校は明確に区別されており、家庭と学校の連続性、あるいは両者の連携といった視点は看過されている。ここでの指導観は、教師の側に重点が置かれ、子どもは教師や教材によって定められた道筋をたどるための活動性、つまり限られた範囲内での活動のみが許されていたとみなすことが

できる。

ベルリン市国民学校において、教師は学校教育局によって定められた教育内容を、秩序立てられた方法で子どもに教授し、子どもは、正しいとされる知識を受容する存在であった。そして、ここでの指導観に決定的に欠けていたのは、学びにおける内容と方法を個に応じて考察する視点、つまり「子ども観」に対する認識であったと言える。

2. オットー協会の設立－学校改革に向けて－

先に述べたように、オットーはこうした国民学校における教育のあり方を批判し、オットー学校において、子どもを学習の主体に置きながらも、明確な教師の指導性に基づいたカリキュラム構想を授業の中で実現することによって、系統的な学びを実現していた。しかし、こうした柔軟な学びは、決して牧歌的雰囲気の中、あるいは、オットー学校という小さな特別な空間においてのみ実現可能であったのではない。オットー学校における授業実践は、新教育の実現を求める国民学校の教師らに大きな影響を及ぼし、公的実験学校のモデルと位置付けられるようになった。

ここでは、まず、オットー学校での教育思想とそれに基づく授業実践がドイツの公立学校の教師に波及していく過程をオットー協会の設立に焦点を当て、明らかにしたい。

(1) オットー協会設立の経緯

ベルリンの私立学校であったオットー学校の教育はどのように公立学校の教師に受け入れられていったのであろうか。その端緒となったのが、オットー学校の参観者によって設立された「オットー協会」であった。

オットーの設立したオットー学校は、1906年の開校以来多くの参観者を受け入れ、その実践は大きな反響を持って受け入れられた。1913年までに4000人以上の参観者がベルリンを訪れ、「総合学習（Gesamtunterricht）」を中心とするオットーの授業実践を見学し、実践交流を深めた。訪問者はドイツ国内にとどまらず、ロシア、スウェーデン、そして日本の文部省の役員など、全世界から見学を訪れ、1908年8月20日の記録には、エレン・ケイの名が残されている。

訪問者の多くは、公立のドイツ初等・中等学校の教師であり、彼らはオットー学校を訪問し、議論を重ねるうちに、オットーの教育思想を取り入れることで、自分自身の授業を改革することはできないか、という強い要望をもつようになり、考えを同じくする教師たちが集結し、1913年、「オットー協会」が成立するに至った。

(2) ベルトルト・オットー協会の会則

1913年に制定されたオットー協会の会則は以下の通りである。

名称 所在地 目的

§1 本協会はベルトルト・オットー協会と称する。本協会は協会登録がなされている。

§2 協会の所在地は、ベルリン・リヒターフェルデ西に設置する。

§3 協会の目的は、著述家、教育学者、校長ベルトルト・オットーによって実行された改革、特にベルトルト・オットーの著作と理念の幅広い拡大と公示である。

目標の到達に対して、ベルトルト・オットーの著作が大量に買い付けられ、公立図書館に置かれ、講演会が開催され、議論の夕べを開催し、同時に情報センターを設置し、オットー教育学に関する全ての質問に情報を与える。そしてできる限り、新しい改革学校、教員組合の試みに対して助言や支援を与える。もちろん、宗教的、政治的、商業的な目的については排除される。

定款

§4 本協会の組織は、議長と協会の招集による。

役員

§5 役員は法的、法的外において協会を代表する。役員は協会の資産を管理し、協会会員の内外で生じる全ての要件を処理する。役員は協会の会員とその支援者の教師としての内的な奮闘努力の過程、そして会議について承知する義務を負う。役

員は会員名簿を作成し、個々の会員の要望を把握しなければならない。

役員は会員に協会所在地を知らせなければならない。

- §6 役員は 3 名から成り立つ。省庁に対して協会の代理人は役員メンバーに共同体的な権限を与える。役員は業務グループにおいて生じた要件は議長の裁量に応じて分担される。業務は役員メンバーの下で新たに分担される。役員は必要な際には、その業務の処理に対して協力者を任命し、その報酬は協会の資産から支給することができる。役員メンバーは、同等の権利を有する。
- §7 役員は、会員による正規の会員集会をある一定の時期に、少なくとも継続的に、事業年度の最初に採択される。新役員の選出は会員の十分の一が提議した際に行われる。協会員集会の正規の会議以外に、役員は自由意志から役員メンバーが決定した場合、他の 2 名の新役員選出が執行される。選出の結果は役員によって協会員に伝えられる。選出結果に対しては、2 週間以内に異議を唱えることができる。少なくとも協会員十分の一以上が異議を唱えた場合、議長の要請によってある一定の期間内に、協会員による投票が行われる。被選挙人に対して協会員半数以上が投票した場合、2 人の役員メンバーはただちに票決に着手しなければならない。役員は再選は認められない。残留する 2 人の役員メンバーの意志の疎通に支障を来たした場合、新たな選出のための会員集会を召集することができる。
- §8 役員は、現行規定の変更までとする。正式な決定は会員集会の場で執り行われる。

会員集会

- §9 会員集会において、協会の各会員は投票権を有している。議決の際、賛成多数を採用する。可否同数の場合は議決の許可とみなす。会則の変更あるいは協会の解散についての議決は、投票の四分の三が不可欠である。やむを得ず欠席した会員は代理を依頼できる。さらに、その任命は文書でなされる。
- §10 正規の会員集会は、毎年一回開催される。それは、役員によって召集され、案内状は適当な時機に各協会員に文書で送付される。これ以外の場合はそれぞれの役員メンバーが適宜、臨時会員集会を召集する権限を与えられる。役員はその任用において責務を負う。
- §11 全ての協会員集会の際、集会の日時、出席者数、出席している役員メンバーの氏名、審議の経過、採用された決議の文言の記録が取られる。この記録は、出席した役員メンバーによって署名がなされる。
- §12 協会員の中から、役員と会員集会以外に会員委員会を任命することができる。委員会は役員提案に基づいて会員集会によって選定される。委員会は役員に助言する立場を取る。委員会は §7、2・3・4 項の場合において、役員集会の立場を取る。委員会はどんな場合も自発的に召集することができる。役員は委員会を常時召集することができる。

会員

- §13 本協会には、年齢、性別、宗派に関わらず全ての人が加入することができる。入会に際しては、事務所で申込書に記入する。会員としての受け入れは、役員によって決定される。会員はつねに協会から退会することができる。退会に際しては、事務所で退会届に記入し提出する。会員は以下の場合、役員決定を通じて、協会から除名することができる。

1. 2 度目の勧告から 3 ヶ月間、会費が支払われなかった場合。
2. 協会の目的に反する行為が認められた場合。

役員決定に対して、協会員は正規の会員集会において承認権をもつ。

- §14 各会員は、少なくとも毎年 5 マルクの寄付を負う。その支払いは着払いで協会事務所あるいは、協会の郵便振替口座宛に行う。寄付金は半年ごとに 2 度に分割することができる。また、支払いは督促状なしに、新事業年度の最初の 2 週間以内に支払われなければならない。会員の退会が明らかになった場合も、当該年度の寄付金は全て支払われなければならない。
- §15 協会員から供された寄付金について、2 マルクづつ協会の支出の充足にあてられる。寄付金の残りの金額は、会員の要望に応じてベルトルト・オットーの著書購入に充てる。著作の選定は会員の自由に任されており、購入した文献の目的に応じて役員から報告がなされる。
- §16 会員ではない協会の支持者は、少なくとも年間 3 マルク協会に寄付をしなければならない。支持者もまた、年間 3 マルク以上の寄付がなされている限りにおいて、§15 で述べられたようなベルトルト・オットーの著作を購入する権利を与えられる。

地方支部

- §17 ある地方、あるいはその周辺において何人かの会員が存在しているとき、地方支部を結成することができる。各地方支部は以下の事項に努めること。

1. 少なくとも 3 ヶ月に一度は集会を開くこと
2. 総括的な集会の出席の準備をすること
3. 特にベルトルト・オットーに関する領域を促進する目的を設定すること
4. 寄付金は共同で協会事務所に支払うこと

支部の拡大（州、国支部）は会員の自由意志に任されている。

協会資産

- §18 事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。
- §19 役員は協会の歳入、歳出について一定の規則に従った帳簿に記入し、事業年度末に協会資産のリストを作成すること。それは役員メンバーによって署名がなされ、会員の要望に応じて公表される。委員会メンバーはいかなる時も事業記録を検閲する権利を有する。
- §20 役員は正規の会員集会において毎年、協会資産管理に関する責任を負う。
- §21 協会の全ての職務は無給名誉職とする。
- §22 協会が解散する場合、協会の資産はベルトルト・オッターあるいはその後継者に委譲される。

オッター協会はオッター学校内に拠点をもち、オッター自身への支持者の集まりではなく、あくまでも「オッターの教育思想に基づく学校改革をその目的として、組織された。さらに、同時代に同じ志向性を持つ仲間と連携して公立学校における学校改革を達成することが意図されている。協会員の活動として特徴的であるのは「同じ志向性を持つ仲間」を、オッター協会の会員だけではなく、他の運動や組織に関わる人々も含めてとらえており、相互に密接に連携し、授業改革への意見交換がなされている点である。また、このほかにもオッター学校にさまざまな課外クラスを設けるなど、オッターの実践に追従するのではなく、積極的にオッター学校の実践を牽引し、またオッター学校もそれを受け入れるという動きが盛んにみられた。

例えば、1913年、協会員はベルリン市内の「ジャック・ダルクローズ教育研究所 (Institut der Bildungsanstalt Jaques Dalcroze)」と合同研究会を開催し、ダルクローズが提唱したリズム体操をオッター学校の子ども、教師、保護者に伝えるために、「リズム体操」の課外コースを設置し、広く参加を呼びかけている。このコースは、オッター学校の正規のコースに属するものではなく、自発的な集まりであるが、多くの参加者を得て継続的に行われた。ダルクローズとは、音楽の動きを身体を通じて解釈し表現するリトミックを始めた人物である。ダルクローズは、音楽学校の学生の機械的な演奏に疑問を持ち、音楽リズムの源を人間の身体の自然な動きに求め、楽譜の勉強をする前に音楽の感覚を育成する必要性を説いた。こうしたダルクローズの思想は、なぜオッター協会の協会員に受け入れられることとなったのであろうか。

まず、オッター学校において、音楽教育がそれほど盛んではなかったことがあげられる。子どもの本性に基づいた遊びや活動は子どものリズムと深いかわりを持ち、低学年であればあるほど、言葉よりも身体活動による自由な表現が保障されなければならない。オッター協会会長の Paul Baumann は、「子どもの持つ芸術的本性とリズムカルな動きを関連させ、融合させたダルクローズのリズム体操は、新しい時代の功績として認められる」と述べ、リズムによる身体的な活動によって心を解放することの重要性を主張している。第二には、ダルクローズのリズム思想とオッターの教育思想との間にいくつかの共通点が見出されることに起因する。ダルクローズの教育方法として特徴的であるのは精神的、身体的活動の融合である。精神と身体は決して個別に発達するのではなく、両者の鍛錬によって、あらゆる拘束から解放されるという。オッターも思考のみを重視する教育を批判し、子どもの全体的な活動を学びの出発点としている。さらに、ダルクローズは調和的に運動のリズムを形成することの最大の目的は、個性を持つ個人を表現することであるという。この点に関してオッターも、子どもの持つ内面的本性を自ら表現することが授業の目的であるとしている。

オッター協会ではこのように、オッターの教育思想をその内外から深め、実践してゆく試みが見数多く見られた。そこには、オッターに追従し、模倣する信奉者としての姿ではなく、オッターの思想に基づいて自ら成長を遂げようとする探究者としての姿が浮かび上がる。これは、当時の教師たちが、眼前の子どもに沿ったカリキュラムを自ら開発することで、学校改革を実現し得るという視点をオッターの思想に見出していたからだと考えられる。

3. マクデブルク市の学校改革

先に述べたような過程を経て1912年に設立されたオッター協会において、とりわけ熱心で力強い活動を展開したのが、「ベルトルト・オッター教育協会マクデブルク支部（以下、マクデブルクオッター協会と略す）」に所属

する公立学校の教師たちであった。彼らは、オットー協会での活動をどのように自らの学校改革へと取り入れていったのであろうか。ここでは、まず、革新的な新教育を市全体として受容し、推進することとなった当時のマクデブルクの地域性と教育状況を概観する。その上で、マクデブルクで行われた基礎学校のカリキュラム改革の実際について明らかにする。

(1) カリキュラム改革

マクデブルクは、首都であるベルリンと水陸鉄路で結ばれた旧ハンザ同盟都市であり、ベルリンの政治、経済、文化的な面においてその影響を大きく受ける都市であった。新教育運動期には、非常に革新的教育改革を推進した地域であり、マクデブルクの学校改革推進者であるレッツチャー (Rötscher, R., 1889-1964) が、のちに「プロイセン・ドイツにおいてこのように狭く限定された都市において、こうした多様な学校改革的な活動が見出される都市はどこにもない³⁾」と述べているように、教育制度においてもさまざまな刷新が図られていた。

しかし、新教育運動期以前の 19 世紀半ば以前のマクデブルクでは、工業施設の拡大、それに伴う労働者階級の住民の急激な増加により、都市のあらゆる設備、施設は不足し、混乱を極めていた。さらにワイマール期の不況により、市民は継続的な困窮に苦しむこととなり、失業者の数は増加の一途をたどることとなった⁴⁾。こうした状況は、学校現場にも深刻な影響を及ぼした。例えば、石炭不足により行われた学校数削減のため行われた学校統合 (Schulzusammenlegung) は、子どもの健康状態の悪化を招いた。当時の学校報告書によると、「新しく入学した 39 人の子どもの栄養状態は、11 人が“不良”、18 人が“不足”の状態であった。また、神経質な子どもの割合も顕著にあらわれた。そして結核、あるいは結核の疑いのある子どもは、448 人中 88 人、つまり 19% の子どもが重い病気を患っていた」という⁵⁾。

こうした状況の中で、1920 年憲法制定ドイツ国民会議によって「基礎学校法」が可決され、「全ての子どもに共通の基礎学校として、4 年制の国民学校」の設置が決定された。そして同時に「基礎学校の学年段階は、国民学校の一部として本質的役割を保持しながら、同時に中等、高等教育機関の進学に十分な準備期間を保障すべきである」という 2 つの教育目標の実現が求められた⁶⁾。この法令の発布により、4 年間共通の基礎学校期間が設定され、最低 4 年間は全ての子どもは共通の教育を受けることが規定された。

この規定と時期を同じくして、マクデブルク市ではこれまでの劣悪な教育環境を克服すべく基礎学校改革に取り組み始めた。マクデブルク市ではまず、こうした学校改革を担うことのできる教師の協力を求め、十分に改革の意志を持つ教師として、オットー協会マクデブルク支部に所属する教師が任用された。オットー協会マクデブルク地方支部長であるラオホ (Rauch, F.) が議長となり、市教育局において「基礎学校委員会 (Grundschulausschuss)」が結成された。市教育局は教師たちを「新しい時代の観点 (neuezeitliche Gesichtspunkte)」に相応しい実践家に育成するため、教師教育を推進して、新たなカリキュラム構想の実現を目指した⁷⁾。

基礎学校委員会は、1921 年、「基礎学校の内的構造と目的決定についての大綱 (Richtlinien über Zielbestimmung und innere Gestaltung der Grundschule)」を公布し、基礎学校の新たなカリキュラムを公表した。基礎学校委員会で制定された、学校改革のための「新しい時代の観点」は、以下の 3 点である。①授業は総合学習で組織される。それは多様な教科で扱われるテーマを強制的なやり方ではなく統合し、互いに関連付けられる。子どもは知識と能力を内発的な欲求に基づいて自律的に獲得する存在である。総合学習は、「具体的な事物を通じてのより緻密な授業」であり、正規の授業としてカリキュラムの中心に位置付けられる。②授業において、子どもの学習意欲、新しい対象との出会い、子どもの自尊感情を可能な限り高めていくことが重要である。とりわけ授業において、就学前の幼児期との連続性を持った活動を喚起することが必要となる。③子どもの活動欲求を子どもの自発性と自律性に基づいて発展させることが重要である。さらに、子どもの問いは教師の問いに優先させるべきである。

基礎学校委員会で制定された「新しい時代の観点」は、新たなカリキュラム構想の根幹をなす基本原則であった。これらの原則は、①子どもの内発的な興味に応じて、授業を「総合学習」として組織すること、②授業においては家庭での活動との連続性を持たせることで、学習で生じる困難さを予め取り除くこと、③子どもの自発的、自律的な活動を重視するため、子どもの問いが学習活動の中心になること、という点においてオットーの教育思想を反映するものであり、これらを教育原則として以下の基礎学校カリキュラム案が作成された⁸⁾。

このカリキュラムは子どもの学年が進むにつれ、拡大・深化してゆくよう構想されているが、それは子どもに

とって教師にとっても、決して拘束力を持ったものではなく、特に教材の選択、テーマの配列において十分な自由裁量の余地が与えられていた。このような授業を通じて、子どもの身近な郷土の環境が学びの中に意識的に関連付けられ、子どもの学校生活は、一年を通して統一的に形作られるという⁹⁾。さらに、宗教、ドイツ語、算術、唱歌、体操の教科が「総合学習」において、自由な形態で組織された。教師にはこれらの学習を子どもの側からの興味や質問から始めながらも、教師のねらいを実現していくこと、つまり、子どもの主体的な学びと教師の指導性の統合を見出すことが要求された¹⁰⁾。

マクデブルクで新たに構想されたカリキュラムは、子どもの認識欲求に応じ、子どもの興味から活動を喚起するものとして教材を位置づけていた。これは、従来の知識中心型の伝統的なカリキュラムからの解放を意味するが、それは決して無計画ではなく、授業を長期的に見通し、子ども一人ひとりの方法で目標に到達することを意図した内的な枠組みであるといえる。

(2) B. オットー学校から公的実験学校へ

マクデブルク基礎学校における「授業実験 (Unterrichtsversuch)」は、成果のある授業実践として他州から多くの参観者を得て、その実践に関心が集まっていた。ワイマール期の教育改革の最大の課題は、先に述べた「共和国基礎学校法」で規定されているように、伝統的な二元的学校体型、つまり、一般大衆のための国民学校 (Volksschule) と上層階級のための中等学校 (höhere Schule)、高等教育機関との二分岐体制を克服することにあった。マクデブルクにおいても、旧来の大衆教育と隔絶された中等教育制度を、統一学校として、その体型の中に組み込み、これを制度、内容の両面から国民共通の教育機関とすることを求める声が上がっていた¹¹⁾。

このように、「オットー協会マクデブルク支部」に属する教師が中心となり、公立学校でいかにオットーの教育思想を実現してゆくかというテーマを抱えていた教師の願いは、基礎学校でのカリキュラム改革に続いて、実験学校設立とともに大きな実現の歩みを進めることとなった。教師たちは、自らの授業実践を発展させるために、ベルリンのオットー学校だけではなく、「総合学習」への革新的な取り組みを実践していたハンブルクの協同体学 (Gemeinschaftsschule) を訪れ、相互の意見交換を繰り返していた¹²⁾。

このように、オットー協会マクデブルク支部の教師やオットーの思想に共鳴する教師たちは、オットーの思想を一つの拠り所としながらも、自らの改革の道を模索していた。オットーが「それぞれの学校はそれぞれの道を探らねばならない」と述べていたように、ラオホもまた、「実験学校設立の際、オットーを模範とした授業解釈の忠実な模倣者になろうとは考えていなかった¹³⁾」という。これは、オットー学校にしる、実験学校にしる、画一的なカリキュラムをそのまま受け入れるのではなく、子どもの現状に即したカリキュラム開発とその実践が重視されていたからだと考えられる。ラオホは、オットー学校において、「子どもを自由に発達させる」ということを教授の視点から観察した。そこで発達とは、個人と集団が「協同体」としての相互作用において最もよく発達するという見出しなのである。オットー学校を見学した際、ラオホが書きとめたメモには以下の記述がある¹⁴⁾。

若い子どもたち

子どもの本性や能力に応じてできる限り自由に発達させるのがよい

精神的に偏見がなく、新しい対象や問題にも積極的に心をひらく教育の結果、学校において、心的な内面性、深い宗教性が知性と同じように発達してゆく

子どもの喜びは、活動や成果に見出される。それは目の前にきらきらと光るご褒美によるものではない
仲間を認め、分かり合い、気づかうことによって集団は、自発的に協同体へと発展する

この記述からも分かるように、ラオホはオットー学校の授業実践を参観する際、子どもの自由な活動をただ称揚し、受け入れたのではなく、自由な活動の背後にある子どもの本性、そして自由に活動させることによって育成することのできる力、さらに個と集団の相互作用についても見通していたことが分かる。こうした新たな「子ども観」こそが学校改革実現の基盤として位置づけられたと言える。

お わ り に

ドイツ新教育運動期の学校改革は、一部の私立学校だけではなく、ドイツ諸都市の公的実験学校においても子どもの主体的な活動を学習の中心に置く授業として展開を見せた¹⁵⁾。そのうちの一つである、マクデブルク市の公的実験学校では、オットーの「総合学習」を授業実践の中核に取り入れることで、学校改革を推進し、「マクデブルクの創造的な学校改革¹⁶⁾」として地域に受け入れられ、成功を収めていた。

ハネヴァルトは、「統一学校」に関する著書のなかで、統一学校設立を成功に導く鍵としてオットーの「協同」概念を引用した。それによると、国民学校と中等・高等学校間の統一はこれまで困難を極めた。それは、両者が妥協しつつ歩み寄る形で行われたことに由来する。統一学校設立のためには、両者が移行するのではなく、オットーの「協同」のように両者が協同体的な組織として統合されることが重要であることを指摘した¹⁷⁾。

新教育においては、一般に中等教育段階の改革は困難であると言われる。とりわけ、「総合学習」の実践に関しては、ライブチヒにおける合科教授実践を見ても、多くの課題を含んでいる。これは、一つには、基礎学校段階においては子どもの学びを新教育実践の直接的な目標に設定しやすいのに対して、中等教育段階では、専門領域の細分化と同時に卒業資格試験など社会や文化が介入する複雑な問題が絡み合っているからだと言える。しかし、マクデブルク市の改革では、生徒の内発的興味を重視し、一人ひとりの思考を、教師を含めた「思考協同体」にまで高める「総合学習」を組織することで、教育活動の自由化、固定的プログラムの廃止、教科にわたる授業の関連付けといった、新教育を受容する契機を作り出したといえることができる。

注

- 1) 「一般諸規定」とは、「プロイセン国民学校の組織・課題・目的に関する一般的規定」、「中間学校とその教育課程に関する一般的規定」、「王立師範学校入学試験規定」、「王立師範学校の教授規定と教育過程」、「国民学校教員・中間学校教員・校長のための試験規定」の 5 規定の総称である。
- 2) Berg, Ch.: Die Okkupation der Schule. Heidelberg 1972, S.88 ff.
- 3) Röttscher, R.: Das Magdeburger Volksschulwesen unter besonderer Berücksichtigen der Versuchsschularbeit. In: Deutschlands Städtebau. Magdeburg, Schriftleitung Herbert Germar. Berlin 1927, S.77.
- 4) この時期のドイツは財政面において、教育改革、教員養成、新教育実験学校は大きな制約を受けていた。Nydahl, Jens: Das Berliner Schulwesen. In: Die neuzeitliche deutsche Volksschule. Bericht über dem Kongreß Berlin. 1928. S.113-114.
- 5) Der Gesundheitszustand der Magdeburger Schuljugend. In: Magdeburger General-Anzeiger. Nr.184 v.10. August 1910.
- 6) Michael, B., Schepp, H (Hrsg.): Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart. Eine Quellensammlung zum Verhältnis von Gesellschaft, Schule und Staat im 19. und 20. Jahrhundert. Bd.2, S.371.
- 7) Stadtarchiv Magdeburg: Rep.18 hoch 3, Apt.11, Nr.10 a, Be. 266 ff.: Fritz Rauch: Ein Jahr Magdeburger Versuchsschule, 1923.
- 8) Rauch, F., Rolrep, H., Brandt, E.: Neuzeitlicher Anfangsunterricht. Erfahrungen aus dem Gesamtunterricht in den beiden ersten Schuljahren mit Sschlußstoffen für den Erlebnisunterricht. Ausgewählt nach dem Magdeburger Grundschullehrplan. 1921, S.19-23.
- 9) Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt Magdeburg: Rep.C 28 II, Nr.3978, Abteilung für Kirchen- und Schulwesen- Allgemeines- in Mabdeburg, 1921-1922. bII.153-194. Lehrplan für die Bürgerschule zu Magdeburg 1922.
- 10) Baune, F., Kahe, O.: Ein Jahr Gesamtunterricht. Bilder aus der Praxis des ersten Grundschuljahres. Bleslau 1921. S.12.
- 11) Behrend, F.: Zur Lage des preußischen höheren Schulwesens. In: Dreyhaus, H. (Hrsg.): Monatschrift für höheren Schulen. Bd. 32. Berlin. 1933. S.42.
- 12) Stadtarchiv Magdebur: Rep.18 hoch 3, Apt.11, Nr.10 a, Be. 266 ff.: Fritz Rauch: Ein Jahr Magdeburger Versuchsschule, 1923.
- 13) Rauch, R.: Sinn, Geist und Ziel der Schule. In: Aus Arbeit und Leben der Magdeburger Versuchsschule am Sedanring. Im Auftrag des Kollegiums. 1927. S.5.
- 14) Ebenda.
- 15) 例えばドイツ・ハンブルク市実験学校における学校改革については、内藤由佳子「ドイツ新教育運動における協同体学校に関する研究-「総合学習」の授業実践を中心に-」『教育方法学研究』第 29 巻, 2003 年, 61-72 頁を参照。
- 16) Magdeburgische Zeitung. 1927. 3. 18.
- 17) Hanewald, R.: Voraussetzungen. In: Wachstum und Unterricht. Beiträge zu einer Pädagogik von innen, 1 Folge 1930, S.13.